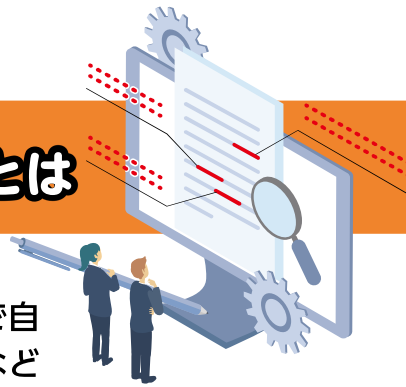


情報システム標準化とは



現在、全国の自治体で「システムの標準化」という取り組みが進められています。これまで自治体ごとに独自に構築していた住民記録や税などのシステムを、国が定めた「全国统一の基準（標準システム）」に切り替えるものです。

町では、3月23日から標準システムへ移行します。

▼ 標準化に伴う変更点 ▼

1 文字デザインの変更（行政事務標準文字）

これまで使用していた町独自の文字が「行政事務標準文字」に変更されます。これにより、町が発行する住民票の写しや各種証明書、町から送付するお知らせなどに書かれている氏名や住所の文字のデザインが、これまでと変わることがあります。

デザインが変わる例

- 部首の大きさの違い
- 画の長さや、画と画の接触・非接触の違い
- 曲げ止めと曲げ跳ねの違いなど

部首の大きさの違い	画の長さの違い
硬 → 硬	雪 → 雪
画と画の接触・非接触の違い	曲げ止めと曲げ跳ねの違い
空 → 空	湾 → 湾

なお、戸籍に使用する文字に変更はありません。

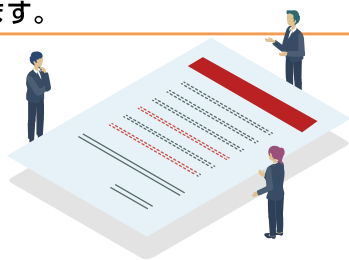
※詳細は、デジタル庁ホームページをご確認ください。



2 証明書・通知書の様式（レイアウト）変更

証明書・通知書や納付書などが、標準仕様で規定されたレイアウトに変更されます。

例えば、住民票の写しや印鑑証明書は、A4縦様式になります。



お問合せ先

行政事務標準文字に関する質問・意見についてはこちら

■ナビダイヤル
0570-027125

■設置期間
令和8年6月15日から
令和9年3月31日まで

■対応時間
平日（月曜日～金曜日）
午前9時30分から午後6時まで
※土日、祝日及び年末年始
（令和8年12月29日から令和9年1月3日まで）は休業。

システムの標準化で変わる
「文字デザイン」と「証明書などの様式」